1．令和5年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒へ直接メール等で案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○） ア．申請時を目安に、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末頃から援助	ウ．随時申請を受け付けており、時期を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学校で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものを全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校を通じて教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、各教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、各学校から教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものを全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各学年の年間の援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
42	43	38	22	15	15	16	24	36	2	5	11	12	0	2	39	0	2	2	18	7	19	0	0	0	3	3	17	0	28	29	2	6	6
兵庫県	神戸市	○			○		○	○			○	保護者との連絡ツール「すぐーる」で案内を発信			○					○							○		○	○	○		
兵庫県	姫路市	○	○		○		○	○							○				○										○	○			
兵庫県	尼崎市	○			○	○	○	○							○				○										○				
兵庫県	明石市	○	○				○	○							○						○						○		○	○			
兵庫県	西宮市	○	○	○	○		○	○							○				○										○	○			
兵庫県	洲本市	○						○							○				○													○	各学校家庭訪問時にヒアリングの上制度を案内
兵庫県	芦屋市	○	○		○		○	○		○					○					○							○		○	○			
兵庫県	伊丹市	○	○		○	○	○	○	○					○					○								○			○			
兵庫県	相生市	○			○	○					○	当自治体の広報紙に就学支援制度パンフレットを折り込み、全世帯へ制度を周知している。			○						○									○			
兵庫県	豊岡市	○	○	○	○	○									○						○								○				
兵庫県	加古川市	○	○	○				○							○						○						○					○	市内の小・中学校に通う全児童生徒に、学校を通して配布しているチラシを色紙に印刷することで、保護者の目につきやすくしている。
兵庫県	赤穂市				○			○							○						○												
兵庫県	西脇市	○	○				○	○							○						○												
兵庫県	宍粟市	○		○	○	○	○	○									○								○							○	市が管理している学校給食の滞納整理を、臨戸訪問をした際に、就学援助の制度の説明を行っている。
兵庫県	三木市	○	○					○							○						○						○			○			
兵庫県	高砂市	○	○					○							○					○									○	○			
兵庫県	川西市	○	○	○			○	○			○	市立の小学校及び中学校以外の学校に就学している児童生徒については、教育委員会より現地すぐ在宅へ案内を送付している。 市立学校に通う保護者には、「ミヤモルメ」のサービスで就学援助の案内を配信（市HPのURLや申請フォームのURLを送付）			○						○					○	オンライン申請の場合は教育委員会、紙申請の場合は、原則平日へ提出。ただし、紙申請でも事情のある場合は教育委員会に提出可。			○						
兵庫県	小野市	○	○	○			○	○		○					○						○												
兵庫県	三田市	○		○	○		○	○							○						○						○		○	○			
兵庫県	加西市	○	○					○							○				○	○	○						○		○				
兵庫県	丹波篠山市	○		○	○			○							○				○										○		○		
兵庫県	養父市	○				○									○				○								○			○		○	教育委員会ホームページに制度を掲載し、申請書等様式のダウンロードを可能としている。
兵庫県	丹波市	○	○	○		○	○	○							○				○								○		○	○			
兵庫県	南あわじ市	○		○			○	○		○					○						○								○	○			
兵庫県	朝来市	○	○	○				○			○	就学時健康診断の際に教育委員会が健診会場で就学援助制度の書類を配布し、説明をしている。			○						○							○			○		
兵庫県	淡路市	○					○	○							○				○										○	○			
兵庫県	宍粟市	○	○			○		○			○	母子父子自立支援員による離婚前相談等における制度の案内を実施。			○				○						○	保護者は、学校に申請書を提出した後、必要に応じて該当地区の民生委員児童委員に意見書の記入を依頼する。			○	○					
兵庫県	加東市	○					○	○							○					○							○		○	○			
兵庫県	たつの市	○		○		○	○								○				○								○		○	○			
兵庫県	佐名川町	○	○					○			○	5・6月頃に学校で就学援助制度の書類を配布		○					○										○	○			
兵庫県	多可町	○	○		○	○	○	○		○	○	ケーブルテレビで制度の案内。福祉担当課から案内（児童扶養手当申請窓口時）			○						○								○				
兵庫県	稲美町	○			○			○				毎年度、各小中学校の担当者を集めて説明会を実施。説明書類等を学校を通して配布している。			○						○						○		○	○			
兵庫県	播磨町	○	○				○	○			○	就学援助受付開始前に学校を通じて全保護者に案内文書を配布					○	6月末までに申請したものに限り4月まで遡及して認定し、7月以降に申請した場合は申請日から認定している。		○									○					
兵庫県	市川町						○	○							○						○									○		○	入学時及び進級時に学校で全ての保護者に就学援助制度の書類を配布している。
兵庫県	福崎町					○		○	○						○						○						○						
兵庫県	神河町	○		○		○	○	○							○				○											○			
兵庫県	太子町	○	○			○			○		○	毎年、民生委員・児童委員協議会定例会にて制度を説明。			○				○								○						
兵庫県	上郡町	○	○			○		○			○	・児童扶養手当現況届の提出時期に就学援助制度の書類を同封している ・毎年1月頃に、学校を通じて、次年度申請について通知している			○				○										○					

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などの費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所等に案内を配布	キ. 域内の小中学校で見学会及び保護者に対して案内（説明会開催など）を配布（又は案内を配布している場合など）	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エにOをした場合、（入学前支給の）①開始時期②申請期日③（7）の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定対象世帯数が増加するから	エ. 入学前支給と就学援助の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエおよびオの内容
42	42	41	0	1	0	1	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	5	13	23	0	26	19	9	16	9	8	0	1	5	9	9	0	0	0	0	0	1	1
兵庫県	神戸市	○							○											○		○			○														
兵庫県	姫路市	○							○											○		○			○														
兵庫県	尼崎市	○							○											○		○	○		○							○	在住市の関係する限の窓口に案内文を設置している。							
兵庫県	明石市	○							○											○		○	○								○	○	就学時健康診断の案内に同封。							
兵庫県	西宮市	○							○											○		○	○		○														
兵庫県	洲本市			○																																	○		入学後に、対象児童に対して新入学児童学用品費を支給しているため
兵庫県	芦屋市	○							○											○		○	○		○														
兵庫県	伊丹市	○							○										○			○	○	○	○	○			○										
兵庫県	相生市	○							○									○							○	○													
兵庫県	豊岡市	○							○										○			○	○		○	○													
兵庫県	加古川市	○							○											○		○	○									○	市内在住者に限り全員（一部除く）へ案内を送付。かこがわ子育てAG援アプリにて案内を掲載。							
兵庫県	赤穂市	○							○											○			○		○														
兵庫県	西脇市	○							○										○			○	○							○	○	申請時期に対象者全員へ案内と申請書を郵送							
兵庫県	宍粟市	○							○										○			○			○	○													
兵庫県	三木市	○							○											○				○															
兵庫県	高砂市	○							○										○			○	○									○	就学時健康診断の案内送付時にお知らせ及び申請書を同封、郵送している。							
兵庫県	川西市	○							○										○			○	○	○						○				①1月②1月末③2月末							
兵庫県	小野市	○							○									○						○						○									
兵庫県	三田市	○							○											○		○	○		○														
兵庫県	加西市	○							○										○			○	○				○												
兵庫県	丹波篠山市	○							○									○							○														
兵庫県	養父市	○							○											○		○				○													
兵庫県	丹波市	○							○											○		○										○	就学時健康診断の案内の書類とともに配布							
兵庫県	南あわじ市	○							○											○				○															
兵庫県	朝来市	○							○											○				○								○	就学時健康診断の際に教育委員会が個別会場で就学援助制度の書類を配布し、説明をしている。							
兵庫県	淡路市	○							○											○		○					○			○									
兵庫県	宍粟市	○							○											○		○	○			○	○					○	母子父子自立支援員による離婚前相談等における制度の案内を実施。							
兵庫県	加東市	○							○										○			○	○				○												
兵庫県	たつの市	○							○										○			○		○															
兵庫県	猪名川町	○							○									○				○										○	就学前検診の書類とともに案内を配布							
兵庫県	多可町	○							○											○		○	○		○	○													
兵庫県	稲美町	○							○										○			○			○														
兵庫県	播磨町	○							○											○		○	○			○													
兵庫県	市川町	○							○										○								○												
兵庫県	福崎町	○							○										○						○														
兵庫県	神河町	○							○											○				○															
兵庫県	太子町	○							○										○			○	○		○														
兵庫県	上郡町	○							○									○									○												

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童数がその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）以降	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	<中学校> ア．年度の開催がバラバラ	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増えると、事務量に圧迫へ。した場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．入学前支給と保育無償化と保育料無償化と教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5．　家計急変世帯の認定について（重複選択） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の枠内の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
41	41	42	0	0	0	1	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	8	12	22	0	0	0	0	0	0	0	13	0	23	1	0	2	4	4
兵庫県	神戸市	○							○											○								○							
兵庫県	姫路市	○							○											○								○							
兵庫県	尼崎市	○							○											○								○							
兵庫県	明石市	○							○											○								○							
兵庫県	西宮市	○							○											○														○	令和2年度は家計急変世帯の認定を実施。
兵庫県	洲本市	○							○									○										○							
兵庫県	芦屋市	○							○											○								○							
兵庫県	伊丹市	○							○										○															○	社会福祉資金の生活福祉資金の貸付を受けている者について、就学援助の申請理由に該当している。
兵庫県	相生市	○							○									○												○					
兵庫県	豊岡市	○							○										○												○				
兵庫県	加古川市	○							○											○								○							
兵庫県	赤穂市	○							○											○										○					
兵庫県	西脇市	○							○										○											○					
兵庫県	宍粟市	○							○											○								○							
兵庫県	三木市	○							○											○										○					
兵庫県	高砂市	○							○										○											○					
兵庫県	川西市	○							○										○									○							
兵庫県	小野市	○							○									○																○	就学援助制度として家計急変世帯の認定はおこなっていない。
兵庫県	三田市	○							○											○										○					
兵庫県	加西市	○							○										○											○					
兵庫県	丹波篠山市	○							○									○										○							
兵庫県	養父市	○							○											○										○					
兵庫県	丹波市	○							○											○														○	家計急変世帯の認定は行っていない
兵庫県	南あわじ市	○							○											○										○					
兵庫県	朝来市	○							○											○										○					
兵庫県	淡路市	○							○											○								○							
兵庫県	宍粟市	○							○											○										○					
兵庫県	加東市	○							○										○									○							
兵庫県	たつの市	○							○										○											○					
兵庫県	猪名川町	○							○									○												○					
兵庫県	多可町	○							○											○										○					
兵庫県	稲美町	○							○										○									○							
兵庫県	播磨町	○							○											○										○					
兵庫県	市川町	○							○										○											○					
兵庫県	福崎町	○							○										○														○		
兵庫県	神河町	○							○											○										○					
兵庫県	太子町	○							○										○											○					
兵庫県	上郡町	○							○									○												○					

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる事業保護への影響及び対応について											6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における事業保護の認定基準（該当するもの全てに○）																					（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村就学援助基準額等に関する係数（倍率）		（6）（3）で十と回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4．（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応											
都道府県	市町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村長の判断	ウ．市区町村長の免除	エ．医療扶養控除の適用	オ．国民健康保険の減免	カ．市区町村長の徴収猶予	キ．就学前教育費無償化	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．母子・父子・寡婦の調査	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の払い忘れ、滞納等により、補助等が遅い、または手続きに不慣れでいる者や電気・保護費の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による受付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に金額が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めている。）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（465万円等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費に同じ生活保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税者を除き最低額度額の10倍、15倍等）（係数および区分を（5）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			ア．基準改定に伴う影響なし イ．基準改定に伴う影響はあるが、基準改定前の認定基準に更新	ウ．（1）にてイで、影響はあるが基準改定前の認定基準に更新）にてOKとした場合、生活保護基準見直しの影響がまだ少しは残っているが、見直し後の生活保護基準に基づく事業保護の認定基準で認定されるかもしれない（事業保護を受けるに値する世帯の生活状態がきわめて悪いと認められる世帯の

7．令和5年度重要夜間就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市町村名 | 1-1．費目毎の援助額 | | |

都道府県	市町村名	2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1）．費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	（5）補足事項	2．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する各市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
42	42	43	0	0	6	6	6	35	35	3	6	43	0	0	5	5	5	38	38	0	2	12	11	11	0	0	0	1	1	0	0	43	20	20	23	23	23	0	0	0	1	18	2
兵庫県	神戸市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	58,050								○			○	57,000	51,418					・校外活動費（宿泊を伴わないもの）は神戸市の単独事業として支給額を500円上乗せしている。 ・体育実技用具費の限度額は桑道が7,650円、郡道が12,300円。	
兵庫県	姫路市	○						○	24,960			○						○	63,000			○	○	50,000								○			○	60,910	60,910					学用品費の単価には通学用品費を含む。支給平均額は令和5年度予算単価	
兵庫県	尼崎市	○						○	22,320			○						○	47,400			○	○	0								○			○	57,980	51,110						
兵庫県	明石市	○						○	22,730			○						○	63,050			○	○	28,442								○	○	56,422								支給平均額は令和4年度実績により記入しています。	
兵庫県	西宮市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	175,500								○	○	49,671								特にありません。	
兵庫県	洲本市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	22,180						
兵庫県	芦屋市	○						○	25,000			○						○	63,000			○	○	92,675								○			○	60,910	57,959					・「通学用品費」は「学用品費」と一括して年額単価25,000円としている。 ・「医療費」は、乳幼児等・こども医療費助成制度等の受給者証を提示し、自己負担分が発生した場合のみ、自己負担分を支給。	
兵庫県	伊丹市	○						○	25,000			○						○	60,000			○	○	0								○			○	60,910	58,903					・通学用品費は学用品費と合算支給。・学用品費は中1のみ22,730円（さらに全学年とも、各期開始に2/1半額・後期は1/4設定）・通学費は令和4年度支給実績なし（支給対象は特別支援学級のみ）・校外活動参加費（泊なし）は中3のみ800円 ・校外活動参加費（泊あり）は中1と中2のみ対象	
兵庫県	加古川市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	66,770									
兵庫県	赤穂市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	58,181									
兵庫県	宝塚市	○						○	25,000			○						○	60,000													○			○	60,910	60,230					学用品費と通学用品費を1つの費目として支給している。また、中学校1年生とそれ以外で支給額が異なり、除去学年と対象学年（中学校2年生及び3年生）の割合は86.6%です。	
兵庫県	相生市	○			○	22,730	22,340					○			○	63,000	60,000															○	○	67,449								通学用品費は2～3年に支給している。	
兵庫県	豊岡市	○						○	22,730			○						○	63,000			○						○	2,150			○			○	60,910	60,910						
兵庫県	宍粟市	○						○	25,000	○	中学用品費には通学用品費が含まれます。なお、金額は学年により異なります（1年22,730円、2～3年25,000円）。	○						○	63,000			○	○	19,207								○			○	60,910	46,262					・医療費及び災害学用品費は、実績がありません。	
兵庫県	三木市	○						○	28,800			○						○	63,000													○			○	60,910	61,854						
兵庫県	高砂市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910					通学用品費は第2学年から第3学年に支給。医療費災害共通制度、令和4年度実績なし。	
兵庫県	川西市	○								○		○						○	60,000													○			○	60,910	48,678					学用品費・通学用品費　合わせて（年生年額22,730円、2～3年生　年額25,000円（定額） 校外活動費（宿泊を伴うもの）　1年生　上限（3,000円、2・3年生　上限8，180円 オンライン学習通信費　条件により年額14，000円から年額7，000円の定額	
兵庫県	小野市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	64,753									
兵庫県	三田市	○						○	※		中学校1年生22,740円、中学校2～3年生25,000円	○						○	60,000													○	○	63,685									
兵庫県	加西市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	68,600								「学校給食費」については、予算要求時の単価を記入。 「修学旅行費」、「卒業アルバム代等」、「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」「校外活動費（宿泊を伴うもの）」、「体育実技用具費」については、跡年度の実績額を記入。	
兵庫県	丹波篠山市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	73,314									
兵庫県	養父市	○						○	※		1年生22,730円、2-3年生25,000円	○						○	63,000		R5新規単価											○			○	60,910	57,287						
兵庫県	丹波市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	70,762									
兵庫県	朝来市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	35,664						
兵庫県	新温泉市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	58,961						
兵庫県	淡路市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	59,367						
兵庫県	宍粟市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	58,002					医療費：令和4年度の実績なし 通学用品費：1年生は対象外 ヘルメット購入補助：1年生購入時のみ	
兵庫県	加東市	○			○	25,000	25,000				通学用品費を含む。	○			○	63,000	63,000															○			○	60,910	60,910						
兵庫県	たつの市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	65,614									
兵庫県	佐名川町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	53,514								オンライン学習通信費につきましては、場合により最額14,000円または7,000円を支給するが、最高額として14,000円を記載している。医療費については支給対象としているが、本町では子どもの医療費完全無償化を行っており、全児童の医療費負担が0円のため、支給実績がない。	
兵庫県	香美町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	58,317									
兵庫県	朝来市	○			○	22,730	22,730					○						○	63,000													○	○	58,935								校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし。 学校給食費は、3月分は現ガ国除金額。	
兵庫県	播磨町	○						○	25,000			○						○	63,000													○	○	72,851								学用品費は学用品費に含む。中1の学用品費は22,730円。医療費は支給実績なし。	
兵庫県	市川町	○								○	1年18,600円、2-3年23,960円	○						○	53,000													○			○	62,000	56,445						特になし
兵庫県	福崎町	○						○	27,310			○						○	63,000													○			○	64,000	54,530					学用品費：1年生は25,040円、2-3年生は27,310円 クラブ活動費：1年生は30,150円、2-3年生は10,150円　いずれも上限額 学校給食費：1-2年生は52,800円、3年生は49,500円　いずれも上限額	
兵庫県	神河町	○						○	21,600			○						○	63,000													○	○	65,000									
兵庫県	太子町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	71,700									
兵庫県	上郡町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	58,518									

1．令和5年度就学援助制度の実施について

都道府県	市町村名	1．就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基準時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．市教委ホームページ等から記布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○） ア．申請時期を固定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末から援助	ウ．随時申請を受け付けており、申請を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請時期を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8） （7）のカの内容
42	42	38	22	15	15	16	24	36	2	5	11	12	0	2	39	0	2	2	18	7	19	0	0	0	3	3	17	0	28	29	2	6	8
兵庫県	市川町					○		○							○				○											○			
兵庫県	香美町	○				○	○								○						○									○			
兵庫県	新温泉町	○	○	○		○		○							○						○									○			
兵庫県	篠山市・丹波市小中学校組合	○		○			○	○		○					○						○								○	○			
兵庫県	播磨高原広域事務組合										○	本組合が所管する小中学校は、学校数、児童生徒数とも少なく、家庭訪問、個別懇談をはじめ年中通から児童生徒の状況、家庭の状況の把握ができていること、保護者も学校へ相談しやすいため、個別に対応している。			○				○																○	現状、対象者がいないため、個別対応を行う予定である。

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校> (2)（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所を配布	キ. 域内の小中学校で生徒会及び保護者に対して案内（を配布（父兄会議時がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学不定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校> (6)（5）のコの内容	<小学校> （7）（4）でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えた、支給に転換（転換）した場合の対応など、事務量増加するから	エ. （入学前支給と位置づける）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校> (9)（8）のエ及びオの内容
42	42	41	0	1	0	1	0	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	5	13	23	0	26	19	3	16	9	8	0	1	5	9	8	1	0	0	0	0	1	1
兵庫県	市川町	○							○											○						○													
兵庫県	香美町	○							○											○							○												
兵庫県	新温泉町	○							○											○			○				○												
兵庫県	南あわじ市・淡路市小中学校組合	○							○											○				○															
兵庫県	播磨高原広域事務組合					○																																	

都道府県	市町村名	<中学校>ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童はその費用を無償化しているため、入学前実施を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校>ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初年（入学式前）	<中学校>ア．年度の間隔だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増えると、事務量に伴う負担が増加するなど、事務量が増加するから	エ．入学前と対象となる保育施設の教育費負担額調整度があるから	オ．その他	<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容	5．実施急変等の認定について（重複可）（1）当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
		ア．従前より実施している急変等事務の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．財学援助制度の拡充による対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他																											
42	42	42	0	0	0	1	0	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	8	12	22	0	0	0	0	0	0	0	13	0	23	1	0	2	4	4
兵庫県	市川町	○							○											○								○							
兵庫県	香美町	○							○											○										○					
兵庫県	新温泉町	○							○											○										○					
兵庫県	南あわじ市・淡路市小中学校組合	○							○											○										○					
兵庫県	播磨高原広域事務組合					○																											○		

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる基準改確への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）（3）でソ、タ又はサに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村独自保護扶助額に掛ける係数（倍率）			4.（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村税の非課税	ウ. 市区町村税の免除	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 母子及び父子及び寡婦福祉法による貸付を受けている者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 母子・父子家庭の減免	コ. 認定就学者の減免	サ. 学校納付金の納い忘れ、滞納等が多い、または学用品等に不自由していると思われる者	シ. 給食の費目数が多い者	ス. 母親の職業による収入が不安定で、生活状態が厳しいと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に変わるもの（例：生活保護の1.3倍相当、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して掛を定めているものの（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円等）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税者を固定額に一定の係数を掛けたもの（例：最低課税額の10倍、15倍等）（係数および定額を（5）に記入してください。）	テ. その他		係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍	（6）（3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	ア. 基準改定を踏まえ、適切な認定基準に更新）	イ. 基準改定を踏まえ、適切な認定基準に更新）以前の認定基準を継続）	ウ. （1）でイで、基準改定を踏まえ、適切な認定基準に更新）しの影響が生じると想定されるが、対応していない（見直し後の生活保護基準に基づく保護の認定基準で認定となった世は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく保護基準の認定基準により再認定など）	エ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（基準改定を踏まえ、適切な認定基準に更新）しの影響が生じないと想定されるが、対応していない（基準改定を踏まえ、適切な認定基準に更新）しの影響が生じないと想定されるが、対応していない	オ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	カ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	キ. その他	（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ、ウ、エ、オ、カ、キに○をした場合		令和4年度
																																	年	月	
42	42	23	20	18	17	16	30	7	2	13	14	3	3	8	12	7	27	4	0	6	38	0	8	2	16	18	7	2	6	1	1	18	18	
兵庫県	市川町	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○		○				1.3					○						平成30	10	5%未満
兵庫県	香美町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○				1.3					○						平成24	12	10%未満
兵庫県	新温泉町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3			○					○					10%未満
兵庫県	南あわじ市・南本市小中学校組合	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			児童扶養手当受給基準の所得制限限度額に準ずる。											15%未満
兵庫県	播磨高原広域事務組合	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.5			たつの市、上郡町の各居住地により、支援内容や基準を適用する。（現状、対象者なし。）		○						平成24	4	0%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の設定の有無	学用品費 実費・現物支給	学用品費 支給平均額	学用品費 上限額	学用品費 上限の金額	学用品費 支給平均額	学用品費 一定額	学用品費 令和5年度単価	学用品費 その他	学用品費 補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	新入学児童生徒学用品費等 実費・現物支給	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 上限額	新入学児童生徒学用品費等 上限の金額	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 一定額	新入学児童生徒学用品費等 令和5年度単価	新入学児童生徒学用品費等 その他	新入学児童生徒学用品費等 補足事項	通学費 費目の設定の有無	通学費 実費・現物支給	通学費 支給平均額	通学費 上限額	通学費 上限の金額	通学費 支給平均額	通学費 一定額	通学費 令和5年度単価	通学費 その他	通学費 補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	修学旅行費 実費・現物支給	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 上限額	修学旅行費 上限の金額	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 一定額	修学旅行費 令和5年度単価	修学旅行費 その他	修学旅行費 補足事項	(5) 補足事項
42	42	42	0	0	8	8	8	35	35	3	6	43	0	0	5	5	5	38	38	0	0	11	11	11	0	0	0	0	0	0	0	42	20	20	23	23	23	0	0	0	1
兵庫県	市川町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	0				実績なし。	オンライン通信費については、物等支給とし、学年が上の児童・生徒に支給する（小中に児童生徒がいる場合は、中学校で支給）。
兵庫県	香美町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	25,434								○	○	29,759								通学費：実績なし。校外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし。
兵庫県	新温泉町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○			○	22,690	22,690				学校給食費：令和5年度から給食費無償化により上限額。
兵庫県	南あわじ市・淡路市小中学校組合	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690				
兵庫県	播磨高原広域事務組合	○						○	11,630		たつの市基準	○						○	54,080													○	○	0							実施に当たり独自要なし。なお、居住地に合わせて、構成市町の基準により実施することとする。

| 都道府県 | 市町村名 | 2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |